

定 款



株式会社 大紀アルミニウム工業所

定 款

第 1 章 総則

(商号)

第 1 条 当社の商号は、株式会社大紀アルミニウム工業所と称し、英文では、DAIKI ALUMINIUM INDUSTRY CO.,LTD. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) アルミニウムおよびその合金再生塊、鋳造品、鍛造品、圧延製品の製造加工および売買
- (2) 銅、亜鉛等の非鉄金属地金の製造加工および売買
- (3) アルミニウム、銅、亜鉛等の非鉄金属屑の加工および売買
- (4) アルミニウム、銅、亜鉛、鉄等の金属の再生および再利用
- (5) 金物製品の製作加工および売買
- (6) 工業炉および関連設備、機器の設計、製作、販売および補修
- (7) タイル、れんが、ブロック工事
- (8) 機械器具設置工事
- (9) 熔剤等の製造および販売
- (10) 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪府大阪市に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、160,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規則)

第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使の手続きは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議をもって社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第18条 当社の取締役は、10名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 増員または補欠により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役会長を選定することができる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第23条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、かつ監査役が当該提案について異議を述べなかつた時は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第24条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第26条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

(執行役員および役付執行役員)

第27条 取締役会は、その決議によって執行役員を選任し、当会社の業務を分担して執行させることができる。

- 2 取締役会は、その決議によって社長執行役員1名、副社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員およびその他役付執行役員若干名を選定することができるものとする。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第28条 当社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第29条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規則)

第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

第6章 計算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第38条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

1948年	10月29日	施 行	2000年	6月29日	”
1951年	9月21日	一部変更	2002年	6月27日	”
1951年	11月24日	改 正	2003年	6月27日	”
1953年	5月 1日	一部変更	2004年	6月25日	”
1953年	5月19日	”	2005年	6月24日	”
1954年	2月 4日	”	2006年	6月23日	”
1959年	11月28日	”	2007年	6月22日	”
1961年	11月29日	”	2008年	6月24日	”
1963年	2月11日	”	2009年	6月24日	”
1964年	8月15日	”	2016年	6月24日	”
1965年	5月29日	”	2017年	6月23日	”
1966年	5月30日	”	2017年	7月31日	”
1970年	5月29日	”	2019年	6月21日	”
1972年	11月29日	”	2022年	6月22日	”
1973年	2月26日	”	2024年	6月21日	”
1974年	11月28日	”			
1977年	12月20日	”			
1978年	12月20日	”			
1979年	12月20日	”			
1981年	12月18日	”			
1988年	12月16日	”			
1991年	6月27日	”			
1994年	6月29日	”			
1998年	6月26日	”			